

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、法 25 条 2 項の規定に基づき、令和 2 年 2 月 6 日付けの通知書（以下「本件処分通知書 1」という。）で行った保護変更決定処分（以下「本件処分 1」という。）及び同日付けの通知書（以下「本件処分通知書 2」といい、本件処分通知書 1 と併せて「本件各処分通知書」という。）で行った保護変更決定処分（以下「本件処分 2」といい、本件処分 1 と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件各処分はいずれも違法又は不当である旨を主張している。

住宅扶助について削除されているが、日々の費用を削除せずに予そくの上支給して下さい。本件処分 2 に無く、本件処分 1 に住宅扶助 53,000 円支給とあるが、未支給である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 3月 2日	諮問
令和 3年 4月 23日	審議（第54回第2部会）
令和 3年 5月 28日	審議（第55回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、同条2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえな

いものでなければならない。」と規定している。

- (3) 法 9 条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と規定している。
- (4) 法 11 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を掲げ、法 14 条 1 号は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住宅扶助を行うこととし、住宅扶助の範囲に「住居」を規定している。
- (5) 法 25 条 2 項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。当該通知は地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法定受託事務の処理基準。以下「局長通知」という。）第 7・4・(1)・アは、保護基準別表の第 3 の 1 の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家又は借間であつて家賃、間代等を必要とする場合に認定すると規定している。同・イには、月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となつた場合であつて、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1 か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないと規定している。

2 本件処分について

これを本件についてみると、担当職員は、担当変更を告げるため請求人宅を訪問したが請求人は不在であり、不在メモを残したところ、訪問先（請求人宅）に居住していた女性からの連絡で、請求人は訪問先に居住していないことを知ったことが認められ

る。そこで、担当職員は、請求人に電話をしたが連絡が取れなかったことから、請求人宅の貸主に対し、請求人の入居状況等を聞き取ったところ、請求人は平成29年10月に請求人宅を退去していたことが判明し、所在不明であったことが認められる。

このため、処分庁は、請求人の令和2年2月分の保護費の支給を一度停止したが、請求人が手持金不足で福祉事務所に来所したことから、担当職員は、請求人に対し、請求人宅退去後の生活実態を聞き取り、カプセルホテルや漫画喫茶に宿泊し生活していた旨の話を聞き、宿泊先の領収書等の提出を求めたが、請求人からは提出がなく、住宅扶助費として必要な額を確認することができなかったことが認められる。

そうすると、処分庁は、請求人に対し、宿泊先の領収書等の提出を再三求めたが提出されなかったため、局長通知第7・4・(1)・イに規定する宿泊に必要な額を確認することができなかったことから、令和2年2月分の請求人の保護費については、生活扶助費のみを再計上する旨の保護変更処分を決定し（本件処分1）、同年3月分については、従来計上されていた住宅扶助費を削除し、介護保険料を加算して保護費を支給する旨の保護変更処分を決定した（本件処分2）ことがそれぞれ認められる。

したがって、処分庁が、上記1の法令等に基づき、住宅扶助費を計上せずに行った本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件各処分の違法、不当を主張するが、上記2で述べたとおり、本件各処分には、いずれも違法又は不当な点が認められない以上、請求人の主張をもって本件各処分の取消理由とすることはできないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来